

東京都地球温暖化対策ビジネス事業者登録・紹介制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号。以下「条例」という。)第5条の3の規定に基づき、知事が温室効果ガスの排出の抑制のための知見及び技術の普及を図るための措置として、地球温暖化対策ビジネス事業者の登録及び紹介について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、地球温暖化対策ビジネス事業者とは、都内で地球温暖化の対策に係る事業を営む工事事業者、機器製造業者、コンサルタント事業者等の法人のうち、知事が行う地球温暖化の対策の推進に協力し、地球温暖化の対策に係る知見及び技術を温室効果ガス排出事業者に提供する者をいう。

(登録)

第3条 知事は、地球温暖化対策ビジネス事業者の登録を受けようとする者(以下「登録申請者」という。)から申請があった場合において、当該登録申請者が次に掲げる要件に適合すると認めるときは、地球温暖化対策ビジネス事業者として登録する。

- 一 地球温暖化対策技術者(地球温暖化対策に係る知見及び技術を有する者をいう。以下同じ。)及び地球温暖化対策監理技術者(地球温暖化対策に係る知見及び技術を有するとともに、地球温暖化対策技術者を監督する者をいう。以下同じ。)(以下これらを「地球温暖化対策技術者等」という。)を次項の規定により選任していること。
- 二 東京都契約事務規則(昭和39年東京都規則第125号)第4条(同規則第27条第1項の規定により準用する場合を含む。)により一般競争入札又は指名競争入札に参加する資格を有する者であると認められていること(東京都競争入札参加有資格者指名停止等取扱要綱(平成18年4月1日付17財経総第1543号。以下「指名停止等取扱要綱」という。)第2第1項に基づき、指名停止措置を受けている場合を除く。)
- 三 次に掲げる者に該当する場合にあっては、当該者の区分に応じ、それぞれ次に掲げる計画書等を、登録の申請を行う日において既に経過した当該計画書等の直近の提出期限までに提出していること。
 - ア 条例第5条の9第1項に規定する指定地球温暖化対策事業者 条例第6条に規定する地球温暖化対策計画書
 - イ 条例第7条第2項に規定する特定テナント等事業者 条例第7条第5項に規定する特定テナント等地球温暖化対策計画書
 - ウ 条例第8条の23第1項に規定する地球温暖化対策事業者及び同条第2項に規定する事業所等を都内に設置する事業者 同条第1項に規定する地球温暖化対策報告書
- 四 第9条第1項各号の規定により登録を取り消された日又は第8条第1項第1号から第3号までの規定により登録を抹消された者が第9条第1項各号の規定に該当することが判明した日から2年を経過していること。

- 2 地球温暖化対策技術者等は、次に掲げる要件を全て満たす者の中から選任するものとする。
 - 一 登録申請者に雇用されている者
 - 二 別表に掲げる資格のいずれかを有する者
 - 三 省エネルギー診断業務(環境物品等の調達に関する基本方針(平成13年環境省告示第11号)22-1に掲げる判断の基準を満たす省エネルギー診断の業務をいう。)又はこれに類する業務の経験が、3年以上ある者
- 3 第1項の申請(以下「新規申請」という。)は、別記第1号様式による地球温暖化対策ビジネス事業者登録申請書に、過去3年間(申請しようとする日から起算して3年前の日までの間をいう。)の実績を記載した別記第2号様式による地球温暖化対策ビジネス事業者概要説明書を添えて行わなければならない。
- 4 知事は、第1項の規定による登録(以下「登録」という。)に当たっては、地球温暖化対策ビジネス事業者の名称、主たる事務所の所在地、登録番号、地球温暖化対策技術者等の氏名等を登録簿に登録する。

(登録の通知等)

- 第4条 知事は、登録をしたときは、当該登録を受けた地球温暖化対策ビジネス事業者(以下「登録事業者」という。)に対して、別記第3号様式による東京都地球温暖化対策ビジネス事業者登録通知書により、その旨を通知する。
- 2 知事は、登録申請者の登録を認めないときは、別記第4号様式による地球温暖化対策ビジネス事業者登録拒否通知書により、その旨を当該登録申請者に通知する。

(登録の有効期限)

- 第5条 登録の有効期限は、平成26年度から始まる2箇年度ごとの各期間のうち、当該登録が行われた日の属する期間の末日とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、新規申請のうち、有効期限の日の属する年度の1月1日から3月31日までに行われたものに係る登録の有効期限は、新規申請をした日の属する年度の翌々年度の末日とする。

(登録内容の変更)

- 第6条 登録事業者は、登録の内容に変更が生じた場合は、速やかに別記第5号様式による地球温暖化対策ビジネス事業者登録事項変更届に別記第2号様式による地球温暖化対策ビジネス事業者概要説明書を添えて、知事に提出しなければならない。

(登録の更新)

- 第7条 登録事業者は、登録の更新をしようとするときは、別記第6号様式による地球温暖化対策ビジネス事業者登録更新申請書に、過去2年間(申請しようとする日から起算して2年前の日までの間をいう。)の実績を記載した別記第2号様式による地球温暖化対策ビジネス事業者概要説明書を添えて、知事に提出しなければならない。
- 2 前項の提出は、第5条に規定する登録の有効期限の日の属する年度の1月末日までに行うこととする。

3 第3条(同条第3項を除く。)及び第4条の規定は、第1項の規定による申請について準用する。

(登録の抹消)

第8条 知事は、登録事業者が次のいずれかに該当するときは、当該登録事業者の登録を抹消する。

- 一 別記第7号様式による地球温暖化対策ビジネス事業者登録抹消申請書により、登録の抹消の申請をしたとき。
 - 二 解散し、又は破産手続開始が決定したとき。
 - 三 第5条に規定する登録の有効期限が経過したとき。
 - 四 次条第1項の規定により登録を取り消されたとき。
- 2 知事は、前項第1号又は第2号の規定により登録事業者の登録を抹消したときは、別記第7号様式の2による地球温暖化対策ビジネス事業者登録抹消通知書により、その旨を当該登録事業者に通知する。

(登録の取消し)

第9条 知事は、登録事業者が次のいずれかに該当するときは、当該登録事業者の登録を取り消すことができる。

- 一 第3条第1項に掲げる要件を満たさなくなったとき。
 - 二 指名停止等取扱要綱第2第1項に基づく指名停止措置を受けたとき。
 - 三 不正の手段により登録を受けたことが判明したとき。
 - 四 第6条の規定に違反したとき。
 - 五 次条に違反し、適正に業務を行わなかったとき、又は研修会を受講させなかったとき。
 - 六 法令、条例等の規定又はこれらの規定に基づく処分違反したとき。
 - 七 公益を害する行為をしたとき。
- 2 知事は、前項第5号から第7号までの規定により登録事業者の登録を取り消そうとするときは、あらかじめ専門的知識を有する者の意見を聴くものとする。
- 3 知事は、第1項の規定により登録事業者の登録を取り消したときは、別記第8号様式による地球温暖化対策ビジネス事業者登録取消通知書により、その旨を当該登録事業者に通知する。

(登録事業者の役割等)

第10条 登録事業者は、都内の温室効果ガス排出事業者の地球温暖化対策を推進するため、当該温室効果ガス排出事業者に対する地球温暖化対策に係る適正な技術的提案及び支援並びに都民及び都内の事業者に対する地球温暖化対策に係る普及啓発(以下「技術的提案等」という。)を行うものとする。

- 2 新規申請に係る登録事業者は、その役割に関して、知事が実施する研修会(登録後、最初に実施されたものに限る。)を、当該登録事業者に雇用されている者であって、技術的提案等の業務に従事する者に受講させなければならない。
- 3 登録事業者は、技術的提案等の業務をその従業員に行わせるときは、社員証等の身分を証する書面を携帯させ、関係人に提示させなければならない。

(公表・紹介)

第11条 知事は、第3条の規定により登録を行ったときは、登録事業者の名称、登録事業者の業種の区分、地球温暖化対策に係る事業の取扱設備及びサービス内容等を、登録事業者は、地球温暖化対策に係る事業の推進体制、地球温暖化対策に係る事業の業務実績を公表し、都内の温室効果ガス排出事業者を紹介する。

2 知事は、第6条の規定により登録内容の変更の届出を受けたときは、前項の公表内容を変更する。

3 知事は、第8条の規定により登録の抹消を行ったときは、公表を取りやめる。

附 則

この要綱は、平成19年6月4日から施行する。

なお、第5項及び第7項にかかる登録の有効期間及び更新手続きの整理を行うため、平成19年4月1日現在有する別記第3号様式の登録の有効期限が、平成19年4月1日から平成20年5月31日に属する場合は、全て有効期限を平成20年3月31日までとみなす。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

なお、第3条第2項第2号の規定に関わらず、改正前の要綱に基づいて平成22年3月31日までに更新手続きがとられたものについては、平成23年3月31日まで有効とする。

附 則

1 この要綱は、平成25年3月14日から施行する。ただし、第3条第1項第3号の改正規定は、平成25年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の日前に、この要綱による改正前の東京都地球温暖化対策ビジネス事業者登録・紹介制度実施要綱第7条第1項の規定による更新の申請に係る登録を受けた者は、この要綱による改正後の東京都地球温暖化対策ビジネス事業者登録・紹介制度実施要綱第7条第1項の規定による更新の申請に係る登録を受けた者とみなす。

附 則

1 この要綱は、平成26年1月30日から施行する。

2 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の東京都地球温暖化対策ビジネス事業者登録・紹介制度実施要綱第3条第1項又は第7条第1項の規定によりなされている申請は、この要綱による改正後の地球温暖化対策ビジネス事業者登録・紹介制度実施要綱第3条第1項又は第7条第1項の規定によりなされた申請とみなす。

附 則

1 この要綱は、平成27年11月19日から施行する。

2 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の東京都地球温暖化対策ビジネス事業者登録・紹介制度実施要綱第3条第1項又は第7条第1項の規定によりなされている申請は、この要綱による改正後の地球温暖化対策ビジネス事業者登録・紹介制度実施要綱第3条第1項又は第7条第1項の規定によりなされた申請とみなす。

附 則

1 この要綱は、平成29年4月14日から施行する。

2 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の東京都地球温暖化対策ビジネス事業者登録・紹

介制度実施要綱第3条第1項又は第7条第1項の規定によりなされている申請は、この要綱による改正後の地球温暖化対策ビジネス事業者登録・紹介制度実施要綱第3条第1項又は第7条第1項の規定によりなされた申請とみなす。

別表 地球温暖化対策技術者等に必要な資格

一級建築士
技術士(建設、電気電子、機械、衛生工学、環境又は総合技術監理(建設、電気電子、機械、衛生工学又は環境))
エネルギー管理士
建築設備士
1級建築施工管理技士、1級電気工事施工管理技士又は1級管工事施工管理技士
電気主任技術者

別記

第1号様式(第3条関係)

年 月 日

東京都知事 殿

住 所
名 称
代表者の氏名

印

地球温暖化対策ビジネス事業者登録申請書

東京都地球温暖化対策ビジネス事業者登録・紹介制度実施要綱第3条第3項の規定により、次のとおり、地球温暖化対策ビジネス事業者の登録を申請します。

事業者の名称	
主たる事務所の所在地	
事業者の概要	別添のとおり
連絡先	(電話番号)
※受付欄	

備考 ※印の欄には、記入しないこと。

地球温暖化対策ビジネス事業者概要説明書

1 地球温暖化対策ビジネス事業者の名称等

(1) 地球温暖化対策ビジネス事業者の名称等

事業者の名称					
主たる事務所の所在地					
業種等の区分	該当する業種の区分をいずれか1つ選択	コンサルタント会社 設計会社	建設会社	設備施工会社	設備機器製造会社
		エネルギー供給会社 エネルギーサービス会社	ビル管理会社	その他(いずれの区分にも属さない会社)	
	該当するもの全て選択	技術管理者の登録	検証機関の実績	ESCO事業の実施	

※技術管理者の登録、検証機関の実績又はESCO事業の実施に該当する場合には、業種の区分と併せて選択すること。

(2) 担当部署

連絡先	所 属				
	氏 名				
	電 話 番 号		ファクシミリ番号		
	電子メールアドレス				

(3) 地球温暖化対策技術者等の氏名等

ア 地球温暖化対策監理技術者の氏名等

氏名					
所属					
電話番号		ファクシミリ番号			
電子メールアドレス					
保有資格		取得年月日	年	月	日
		取得年月日	年	月	日
		取得年月日	年	月	日
省エネルギー診断業務等の経験年数	年				
地球温暖化対策に関する経験の概要					

イ 地球温暖化対策技術者の氏名等

氏名					
所属					
電話番号		ファクシミリ番号			
電子メールアドレス					
保有資格		取得年月日	年	月	日
		取得年月日	年	月	日
		取得年月日	年	月	日
省エネルギー診断業務等の経験年数	年				
地球温暖化対策に関する経験の概要					

2 地球温暖化対策に係る事業の推進体制等

(1) 地球温暖化対策に係る事業に関する基本方針

(2) 地球温暖化対策に係る事業の推進体制について(関連会社の体制も含めて記載できる。)

ア 推進体制図

イ 技術者の規模

資格名		地球温暖化対策 ビジネス事業者	関連会社	合計	備考	
有資格者数	一級建築士					
	技術士	建設	それぞれ、総合 技術監理部門 を含む。			
		電気電子				
		機械				
		衛生工学				
		環境				
	エネルギー管理士					
	建築設備士					
	1級建築施工管理技士					
	1級電気工事施工管理技士					
1級管工事施工管理技士						
電気主任技術者						
技術者の人数 (上記資格を1つ以上有している技術者の数)						

3 地球温暖化対策に係る事業の業務実績(登録時)

	過去3年間の 実績件数	概要
省エネルギー診断業務		
E S C O 事業 (改修工事を伴わない 運用改善支援を含む。)		
指定地球温暖化対策事業者からの技術管理者の受託 (地球温暖化対策計画書提出事業者からのテクニカル アドバイザーの受託を含む)		
そ の 他		

* 指定地球温暖化対策事業者 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号)第5条の8第1項の規定により、指定地球温暖化対策事業所として指定された事業者をいう。

* 過去3年間 年 月 日から 年 月 日までの期間をいう。

その3の2

3 地球温暖化対策に係る事業の業務実績(更新時)

	過去2年間の 実績件数	概要
省エネルギー診断業務		
E S C O 事業 (改修工事を伴わない 運用改善支援を含む。)		
指定地球温暖化対策事業者からの技術管理者の受託 (地球温暖化対策計画書提出事業者からのテクニカル アドバイザーの受託を含む)		
そ の 他		

* 指定地球温暖化対策事業者 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）第5条の8第1項の規定により、指定地球温暖化対策事業所として指定された事業者をいう。

* 過去2年間 年 月 日から 年 月 日までの期間をいう。

4 東京都競争入札参加資格

登録区分	<input type="checkbox"/> 建設工事等 <input type="checkbox"/> 物品買入れ等		
営業種目(名称、コード番号)		コード番号	
入札参加資格登録番号			
有効期限	年	月	日

※営業種目は、登録されている代表的な種目を1つだけ記入すること。

5 温暖化対策に係る報告書等

東京都へ提出済みの書類	<input type="checkbox"/> 東京都地球温暖化対策計画書 <input type="checkbox"/> 特定テナント等地球温暖化対策計画書	指定番号 (4桁の数字)	
	<input type="checkbox"/> 東京都地球温暖化対策報告書	事業者番号 (5桁の英数字)	

6 添付する書類

企業概要	△別紙()のとおり
地球温暖化対策監理技術者の経歴書、資格証の写し及び雇用証明書等	△別紙()のとおり
地球温暖化対策監理技術者の業務実績書	△別紙()のとおり
地球温暖化対策技術者の経歴書、資格証の写し及び雇用証明書等	△別紙()のとおり
地球温暖化対策技術者の業務実績書	△別紙()のとおり
その他()	△別紙()のとおり

備考 △印の欄には、本説明書に添付する各別紙に一連番号を付けた上、該当する別紙の番号を記入すること。

7 取扱設備分類

大分類	該当	細分類	該当
①空調・換気設備		熱源設備	
		搬送設備	
		パッケージ式空調設備	
		換気設備	
		その他設備	
②給排水・衛生設備		給水設備	
		給湯設備	
		排水設備	
		その他設備	
③電気・計装設備		受変電・配電設備	
		照明設備	
		通信設備	
		計装・制御設備	
		その他設備	
④その他業務用設備		業務用熱源設備	
		冷凍・冷蔵(ショーケース)設備	
		コンプレッサー設備	
		昇降機設備	
		その他設備	
⑤エネルギー供給設備		コージェネレーション設備	
		太陽光発電設備	
		太陽熱利用設備	
		蓄電池設備	
		その他設備	
⑥上記①から⑤まで設備全般			

※該当設備欄に○を記入

8 サービス内容

	サービス項目	自社で対応可能	他社への仲介	無料・有料
事前相談	相談			
	現場調査			
	省エネルギー対策の提案			
	見積り			
工事	設計			
	施工			
運営	効果検証			
	改善指導			
	施設管理			

※「自社で対応可能」「他社への仲介」欄には対応可能の可否を○×で記入

※「無料・有料」欄には無料・有料のいずれかを記入

第 年 月 日 号

殿

東京都知事



地球温暖化対策ビジネス事業者登録通知書

年 月 日付けで申請のあった地球温暖化対策ビジネス事業者の 登録
更新
については、東京都地球温暖化対策ビジネス事業者登録・紹介制度実施要綱第3条の規定により地球温暖化対策ビジネス事業者として登録したので、同要綱第4条第1項の規定に基づき通知します。

なお、同要綱第9条第1項各号の要件に該当したときは、この登録を取り消すことがあります。

事業者の名称	
主たる事務所の所在地	
登録番号	
登録日	年 月 日
登録の有効期限	年 月 日
地球温暖化対策監理技術者	
地球温暖化対策技術者	
備考	

第 年 月 日

殿

東京都知事



地球温暖化対策ビジネス事業者登録拒否通知書

年 月 日付けで申請のあった地球温暖化対策ビジネス事業者の登録の申請については、登録の要件に適合しない事項があり登録できないので、東京都地球温暖化対策ビジネス事業者登録・紹介制度実施要綱第4条第2項の規定により、通知します。

事業者の名称	
主たる事務所の所在地	
登録拒否の理由	
備考	

年 月 日

東京都知事 殿

住 所
名 称
代表者の氏名

印

地球温暖化対策ビジネス事業者登録事項変更届

地球温暖化対策ビジネス事業者の登録内容を変更しましたので、東京都地球温暖化対策ビジネス事業者登録・紹介制度実施要綱第6条の規定により、次のとおり届け出ます。

事業者の名称	
主たる事務所の所在地	
登録番号	
変更内容	別紙のとおり
連絡先	(電話番号)
※受付欄	

備考 ※印の欄には、記入しないこと。

別紙

変更の箇所 (第2号様式)	その1	その2	その3
	その3の2	その4	その5
変更内容の概略 ※変更前後の内容が分かるように記載すること。			

年 月 日

東京都知事 殿

住 所
名 称
代表者の氏名

印

地球温暖化対策ビジネス事業者登録更新申請書

東京都地球温暖化対策ビジネス事業者登録・紹介制度実施要綱第7条第1項の規定により、次のとおり、地球温暖化対策ビジネス事業者の登録の更新を申請します。

事業者の名称	
主たる事務所の所在地	
登録番号	
事業者の概要	別添のとおり
連絡先	(電話番号)
※受付欄	

備考 ※印の欄には、記入しないこと。

年 月 日

東京都知事 殿

住 所
名 称
代表者の氏名

印

地球温暖化対策ビジネス事業者登録抹消申請書

年 月 日付で通知のあった地球温暖化対策ビジネス事業者の登録については、次のとおり抹消を申請します。

事業者の名称	
主たる事務所の所在地	
登録番号	
登録抹消理由	
連絡先	(電話番号)
※受付欄	

備考 ※印の欄には、記入しないこと。

第 年 月 日 号

殿

東京都知事



地球温暖化対策ビジネス事業者登録抹消通知書

年 月 日付 第 号による地球温暖化対策ビジネス事業者の登録については、東京都地球温暖化対策ビジネス事業者登録・紹介制度実施要綱第8条第1項第 号の規定により抹消したので、同条第2項の規定により通知します。

事業者の名称	
主たる事務所の所在地	
登録番号	
抹消の日	年 月 日
抹消の理由	
備考	

第 年 月 日 号

殿

東京都知事



地球温暖化対策ビジネス事業者登録取消通知書

年 月 日付 第 号による地球温暖化対策ビジネス事業者の登録については、東京都地球温暖化対策ビジネス事業者登録・紹介制度実施要綱第9条第1項の規定により取り消したので、同条第3項の規定により通知します。

事業者の名称	
主たる事務所の所在地	
登録番号	
取消の理由	
備考	